

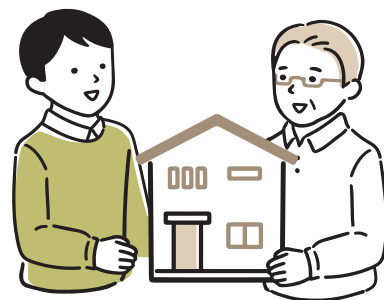
空き家を 手放そう

① 売る

管理などの費用、手間がかからず、次の住まいや施設の入居などの費用に充てることができます。

気をつけること

- ・立地や接道などの確認は不動産業者など専門家に相談しながら確認しよう。



② 解体する

「劣化が進み、利活用できる空き家ではない。」「所有していても費用がかかり困っている。」そんな場合は、解体しましょう。

耐震性がない空き家は、解体することも手放す上で有効な選択肢になります。

気をつけること

- ・業者に依頼する時は、建設業の許可を受けている業者または解体工事業者の登録をしている業者にしましょう。
- ・見積り金額が適正かどうか、工事内容に問題がないかを確認するために見積りは複数の業者にお願いするのもいいでしょう。
- ・空き家の解体費用の一部を補助する制度を市町村で設けています。補助制度の有無や金額、要件など、市町村によって異なりますので個別にご確認ください。
- ・住宅が建っている土地は固定資産税などの税金が軽減される「住宅用地特例」という減税制度が適用されていますが、建物を解体することで、この特例は適用されなくなってしまい、その結果、固定資産税は最大 4.2 倍になります（対象は土地の税金のみです）。

③危険なブロック塀の撤去

古いコンクリートブロック塀は、経年劣化などにより強度が弱くなっているおそれがあり、大規模な地震が発生した場合は倒壊する危険性が高いです。

●危険なブロック塀などの撤去や建替を支援します！

例えば

●危険なブロック塀を撤去したい！

ブロック塀の撤去に 10 万円かかる場合

← 事業費：10 万円 →

補助額 6万6千円 (2/3)※	個人負担 (1/3)
---------------------	---------------

●危険なブロック塀を撤去して、新しくフェンスを設置したい！

ブロック塀の撤去と新しいフェンス設置にあわせて 50 万円かかる場合

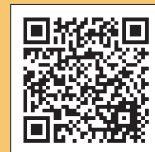
← 事業費：50 万円 →

補助額 33万3千円 (2/3)※	個人負担 (1/3)
----------------------	---------------

※補助要件や補助額などは、市町村により異なりますので各市町村の担当課にお問い合わせください。



- ・ヒビが入っている
 - ・塀が全体的に傾いている
 - ・人の力で簡単にぐらつくなど、気になる点があれば
- 県ホームページで点検方法をチェック！



徳島県
ホームページ

●担当窓口・補助金創設状況

(令和6年4月1日現在)

市町村	所 属	連絡先	補助状況	
			撤去	撤去+新設
徳 島 市	建 築 指 導 課	088-621-5272	○	○
鳴 門 市	ま ち づ くり 課	088-684-1171 088-684-1289	○	○
小 松 島 市	住 宅 課	0885-32-2120	○	
阿 南 市	住 宅 課	0884-22-3431	○	
吉 野 川 市	建 築 営 繕 室	0883-22-2224	○	○
阿 波 市	営 繕 課	0883-36-8734	○	○
美 馬 市	住宅・拠点整備課	0883-52-5612	○	○
三 好 市	管 理 課	0883-72-7681	○	○
勝 浦 町	建 設 課	0885-42-1506	○	○
佐 那 河 内 村	建 設 課	088-679-2970	○	○
石 井 町	危 機 管 理 課	088-674-1171	○	○
神 山 町	建 設 課	088-676-1514	○	
那 賀 町	防 災 課	0884-62-1183	○	
牟 岐 町	建 設 課	0884-72-3418	○	
美 波 町	建 設 課	0884-77-3618	○	
海 陽 町	建 設 防 災 課	0884-73-4159	○	
松 茂 町	建 設 課	088-699-8718	○	○
北 島 町	危 機 情 報 管 理 課	088-698-9807	○	○
藍 住 町	建 設 産 業 課	088-637-3122	○	○
板 野 町	建 設 課	088-672-5996	○	○
上 板 町	企 画 防 災 課	088-694-6824	○	○
つ る ぎ 町	管 理 防 災 課	0883-62-3111	○	○
東 み よ し 町	建 設 課	0883-79-5342	○	